

2009年5月16日(土) 明治大学

移民政策学会 ミニシンポ1「最近の入管政策の国際比較—韓国・ドイツ・フランス—」

コメンテーター 野村佳世(一橋大学大学院博士課程)

「フランスの2006年移民法における選別のあり方」

キーワード：選別、「統合」、非正規滞在者

## 1. 新しい受け入れ政策の特徴

### ①選別—家族移民の規制と高技能移民の優遇—

「移民と統合に関する2006年7月24日法」(以下2006年法)の最大の特徴は、高技能移民の積極的な受け入れ方針が示されたことである。この法律では、「経済的発展や知的・科学的・文化的・人道的あるいはスポーツの分野における功績を、その能力と才能によって重要かつ持続的な方法でフランスおよび移民の出身国にもたらすことのできる」外国人に対して、「能力・才能(*compétences et talents*)」滞在証が付与されることになった。また修士課程以上の高等教育機関に在籍する留学生には、最大で4年有効な「学生」滞在証が更新の際に認められるようになり、課程終了後も6ヶ月間の仮滞在証が申請できるようになっている。こうした措置は、高技能や高学歴の人材を確保する手段といえる。このほか2006年法では「研修生」滞在証が新設されたり、労働が認められる滞在資格が拡大されたりするなど、全体として労働目的の移民を優遇的に受け入れる内容となっている。

その一方で、家族移民に対する規制は強化されている。2006年法では、これまで家族関係や居住実績から当然の権利として滞在資格を得ていた対象に、ヴィザの取得や十分な「統合」が義務づけられるようになっている。さらに家族呼び寄せでは、申請に必要な待機期間が延長されたほか、あらゆる社会給付を含めずに呼び寄せに必要な収入要件を満たさなければならなくなっている。さらにフランス人の(外国人)配偶者に対しては、居住者証や国籍取得要件が厳しくされたうえ、入国ヴィザの義務化やヴィザ申請時の婚姻関係に対する真偽審査、ヴィザ要件としてのフランスでの結婚や半年以上のフランスにおける共同生活など、細かく入国・滞在条件が課されるようになっている。また自動的な正規化機能を果たしていた「10年以上あるいは、学生として滞在していた期間を含め15年以上フランスに常住している者」というカテゴリは家族移民の枠組みで扱われていたのだが、この規定は廃止にいたっている。

### ②「統合」—「受け入れ・統合契約」—

内容の詳細は報告者の説明と重複するので、ここでは割愛する。

## 2. 2006年法と2007年法と関連性および、その背景

2007年法から導入された入国前のフランス語習得及び共和国的価値理解義務およびDNA鑑定は、2006年法の家族移民の規制路線を継承したものであり、それをさらに強化するために取り入れられた手段といえる。このように家族移民の規制路線が打ち出されたのは、当時のサルコジ内相によれば、「従来の労働移民に対する家族移民の優遇政策が、低技能で統合されていない家族移民を増やす一方、フランスの労働市場が望む労働移民を閉め出している」との政府見解によっている。こうした見解が出された背景には、1990年代

後半から合衆国、カナダ、ドイツ、イギリス、オランダなどで高技能移民の受け入れが進んでおり、近年 EU でも、高技能移民の受け入れを促進するために「ブルー・カード」と呼ばれる共通の滞在資格を創設する動きがみられるなど、グローバルな規模で展開される高技能人材の「争奪合戦」の影響があったと考えられる。また近年では、高齢化と労働力不足に関する対策として移民を受け入れることが報告されており（Centre d'analyse stratégique 2006）、そうした将来的な社会構造の変化も労働移民の優遇を促す一因となっている。

### 3. 新たな受け入れ基準が示唆するもの

家族移民は、1974年に新規移民労働者の導入を中断し事実上国境を「閉鎖」しているフランスにあって、最大の受け入れ対象である。それは家族移民が難民と並び、「入国の権利を保障されるべき対象」として移民政策のなかで権利化されてきたからである。つまり労働移民と異なり、家族移民は欧州人権条約や共和国憲法などによって、国益と切り離れた「人権」の観点から説明されてきたのである。それが2006年法で、労働市場の需要が人権や人道的な観点よりも優先されるように方針転換されたのである。また受け入れに伴う「統合」の強化は、「統合」の可能性の高い者により安定した地位を与えるという受け入れ論理を示しており、社会生活のなかで「統合」が達成されていくという従来の「プロセス」に焦点を当てた解釈が「能力」の有無を問うものに変化していることがわかる。こうした新たな基準は、「労働市場の需要を満たさず、統合能力のない」移民を排除する「ふるい」の役割を果たしているといえる。注目すべきは、近年の家族移民に対する規制が、EU加盟国出身者やそれとほぼ同等の資格を認められた移民（「EC長期間居住者」証）を対象外としていることである。つまり、2006年以降の移民法で家族移民の規制対象となっているのは、非EU加盟国出身者で経済的・社会的に「負担」と考えられる移民なのである。

### 4. 非正規滞在者の問題

今日、EUおよびフランスでは、国境管理を強化する政策が展開されている。その結果、人権や人道主義の受け入れ基準がさまざまな条件によって制約される傾向が見られる。またフランスでは検挙者の目標人数が設定されるなど、庇護申請を却下された者や非正規滞在者への滞在管理も強まっている。しかしそうした政策に反して、ヨーロッパをめぐるヒトの動きは減少していない。そればかりか、学校や仕事場、地域コミュニティといった日常の人間関係を通して、非正規滞在者を支援する運動がフランスでは広がっている。こうした現実には、受け入れ国側の見解のみで入国滞在政策を設定する難しさを物語っており、移民や送り出し国の事情も加味した視点が求められているのではないだろうか。

### 参考文献

Centre d'analyse stratégique, 2006, *Besoins de main-d'oeuvre et politique migratoire*, Paris : La documentation française.

野村佳世、近日刊行予定、『サン・パピエ』と新移民法にみる選別、排除、同化」宮島喬編『移民の統合と排除—問われるフランス的平等—』第10章、東京大学出版会。